

平成29年12月期

# 第1四半期決算説明資料



**株式会社ユニカフェ**

(東証一部：2597)

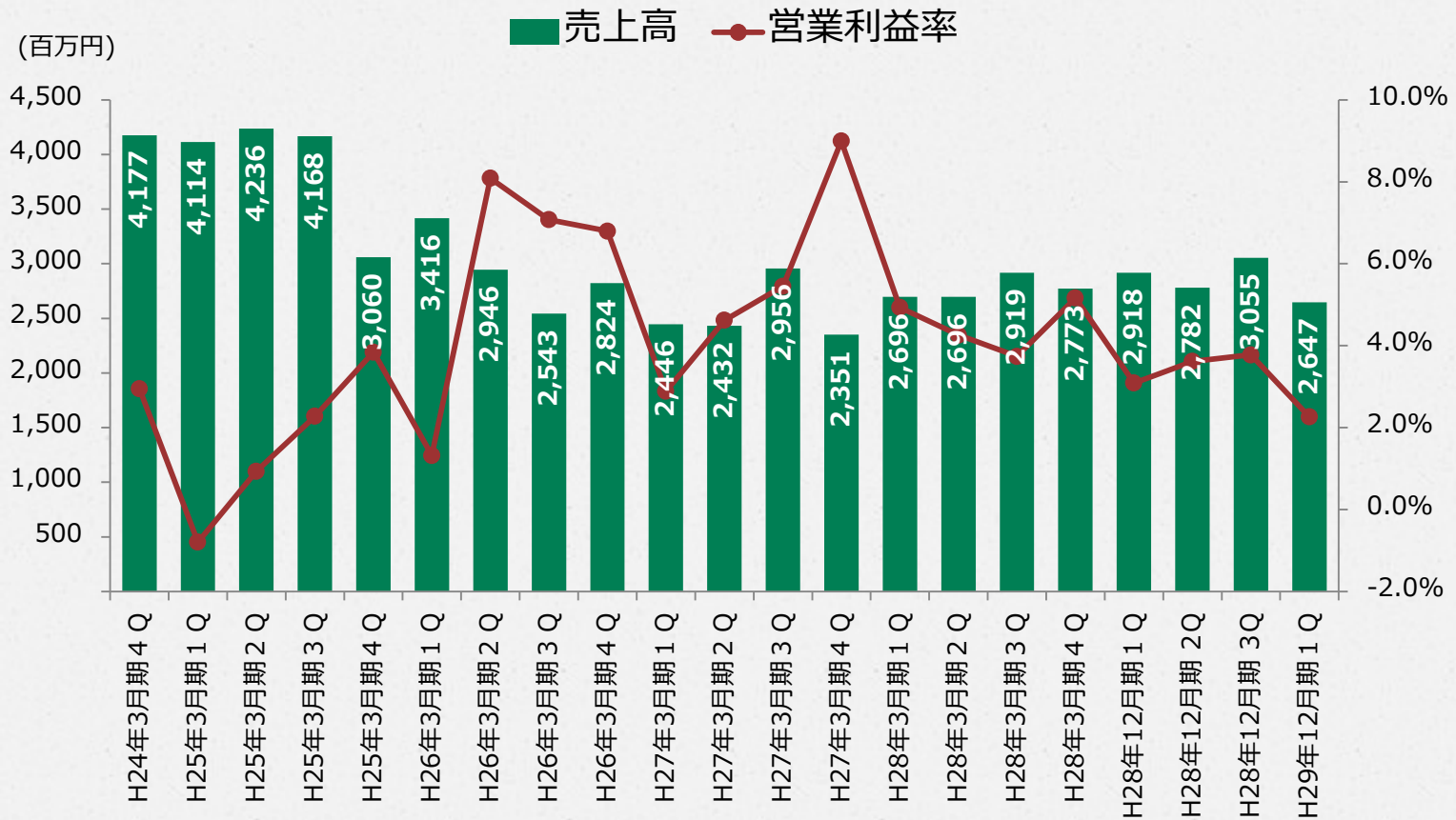
自 平成29年1月 1日 至 平成29年3月31日

## 平成29年12月期第1四半期決算 サマリー情報

業績概況	◆ 売上高 2,647百万円 ◆ 営業利益 90百万円
コーヒー関連事業 分野別売上高内訳	◆ 工業用コーヒー 1,346百万円 ◆ 業務用コーヒー 952百万円 ◆ 家庭用コーヒー 350百万円
収益性	◆ 営業利益 【悪化要因】 ・原料コスト上昇に見合った販売価格への転嫁遅れ  【プラス要因】 ・販売数量の増加 ・販売費及び一般管理費が減少
トピックス	前事業年度より決算期を3月31日から12月31日に変更しており、前年同一期間である平成28年1月1日から同年3月31日の実績を前年比較の参考値としております。

## 業績の推移

## 売上高および営業利益率の推移



## 決算概況

○ 売上高2,647百万円、営業利益90百万円

(百万円)

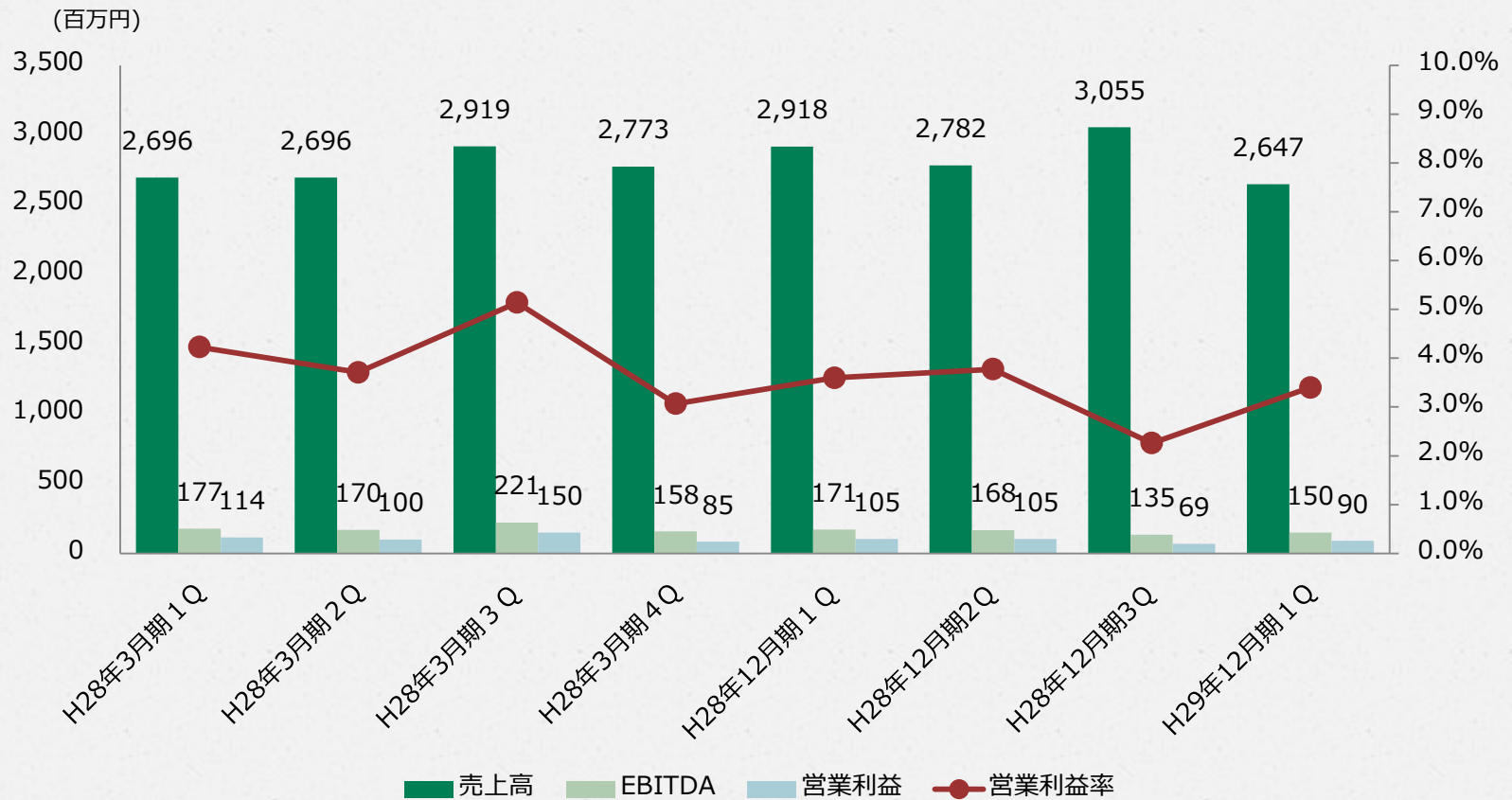
	平成28年12月期 1Q (4月1日～6月30日)		平成29年12月期 1Q (1月1日～3月31日)		前年同一期間参考値 (1月1日～3月31日)	
		売上比		売上比		売上比
売上高	2,918	100.0%	2,647	100.0%	2,773	100.0%
EBITDA	171	5.9%	150	5.7%	158	5.7%
営業利益	105	3.6%	90	3.4%	85	3.1%
経常利益	109	3.7%	98	3.7%	92	3.3%
四半期純利益	103	3.5%	86	3.3%	716	25.8%

※1. 平成28年12月期は決算期変更による平成28年4月1日から12月31日までの9ヶ月決算となっております。

※2. 前年同一期間参考値は、連結子会社であった上海緑一企業有限公司の売却に伴い特別利益で関係会社出資金売却益748百万円を計上しております。

# 売上高・EBITDA・営業利益の推移

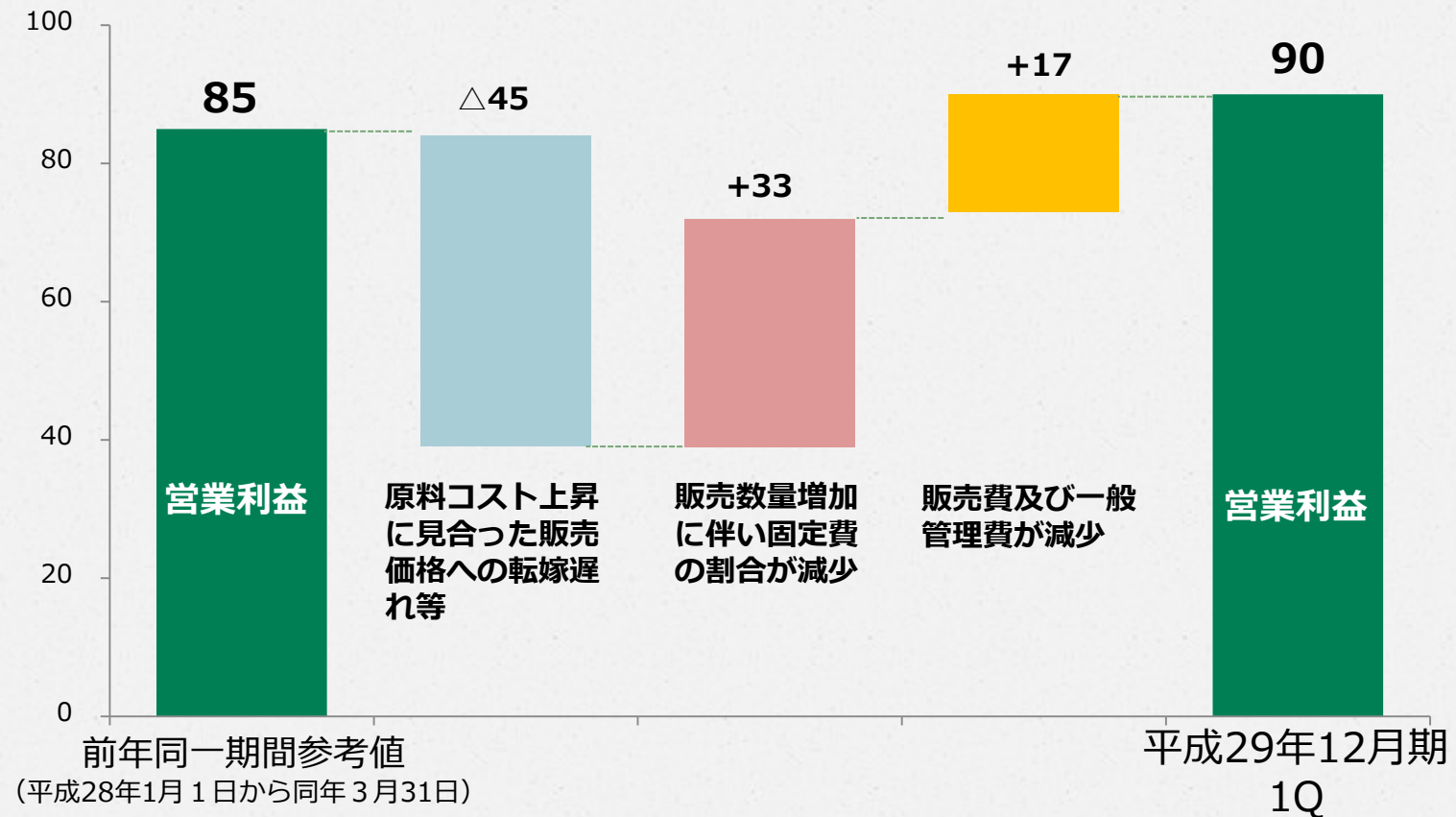
○ 営業利益率、前年同一期間比0.3%増加



## (参考) 営業利益の増減分析

○ 前年同一期間比5.9%増加

(百万円)



## 財政状況

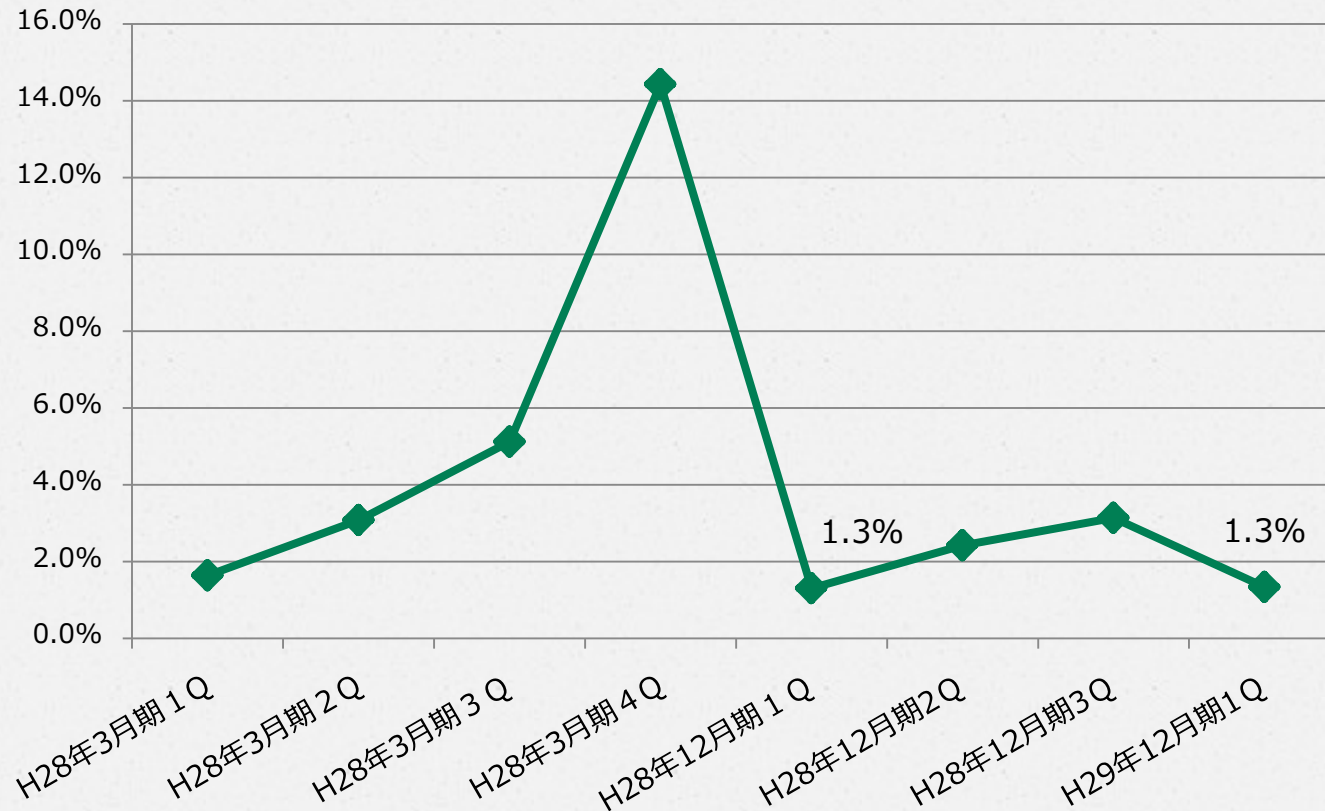
- 自己資本比率は70.6%となり、  
前事業年度末比8.1ポイント増加

(百万円)

		平成28年12月期	平成29年12月期 1Q	増減額	増減率
資産の部	流動資産	5,854	4,657	△1,197	△20.5%
	固定資産	4,462	4,489	27	0.6%
資産合計		10,317	9,147	△1,170	△11.3%
負債の部	流動負債	3,815	2,630	△1,185	△31.1%
	固定負債	48	56	7	16.4%
	負債合計	3,864	2,686	△1,177	△30.5%
純資産の部	株主資本	6,381	6,370	△10	△0.2%
	評価・換算差額等 合計	71	89	17	25.0%
	純資産合計	6,453	6,460	7	0.1%
負債純資産合計		10,317	9,147	△1,170	△11.3%

# ROEの推移

## (自己資本当期利益率)



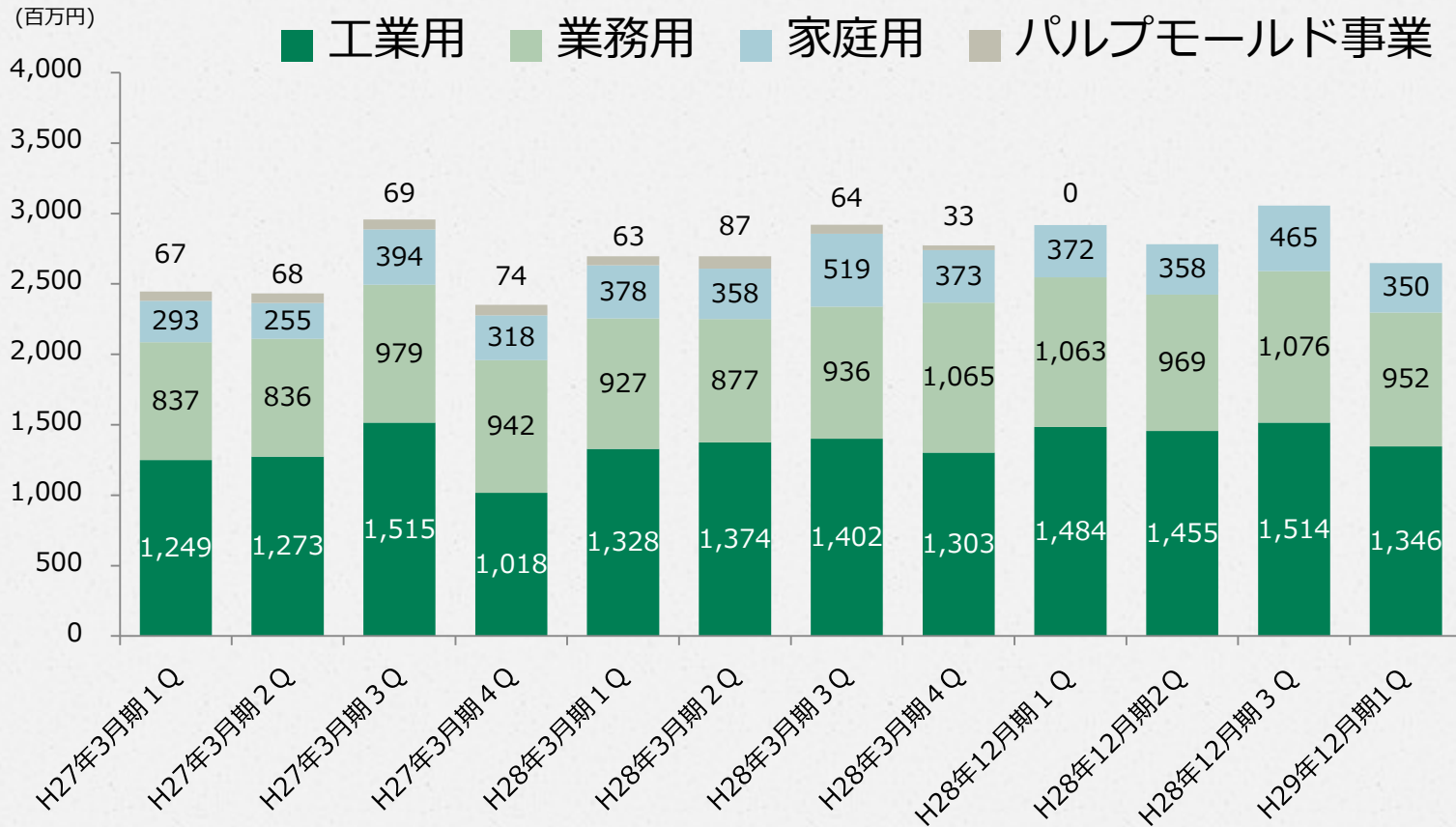
※H28年3月期4Qは、連結子会社であった上海緑一企業有限公司の売却に伴い  
関係会社出資金売却益748百万円を計上したことによります。



# コーヒー関連事業 分野別の状況

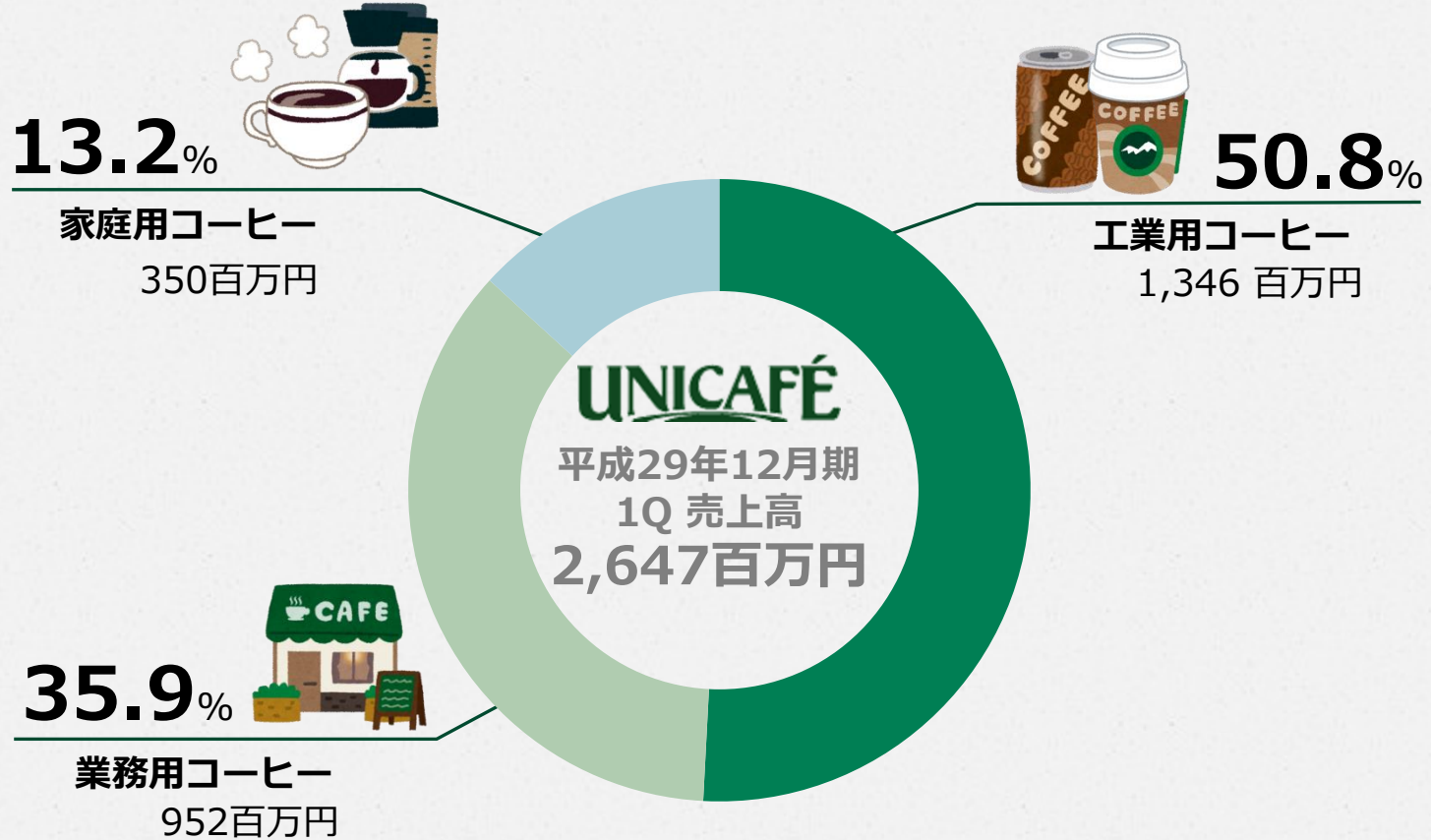


# セグメント別売上高



※ 1. H26年3月期及びH27年3月期、H28年3月期は、参考として連結会計年度の数値を記載しております。  
 ※ 2. H28年12月期よりコーヒー関連事業の単一セグメントとなっております。

# コーヒー関連事業 分野別売上高構成比

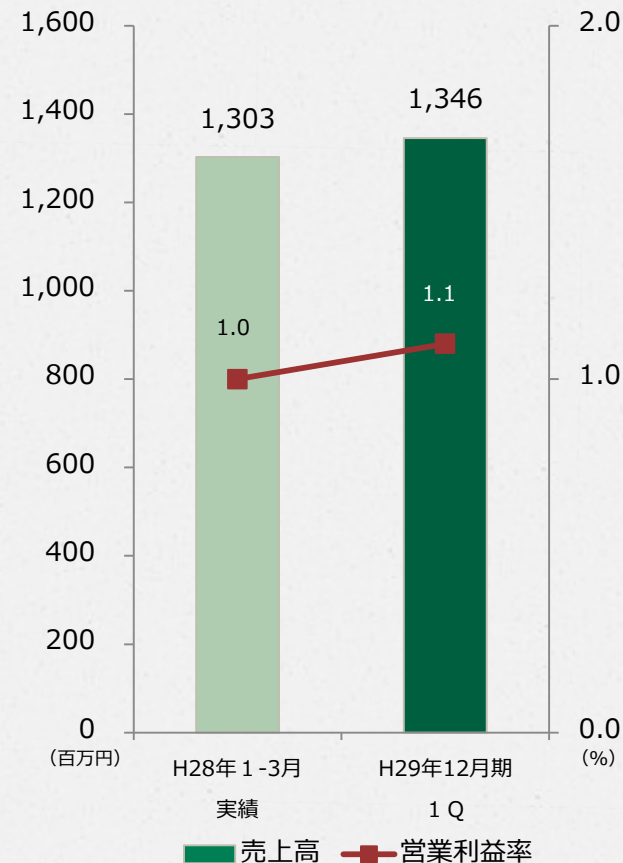


## 工業用コーヒー



- ▶ コーヒー取扱数量の増加による、シェアの拡大に注力。主要取扱先においてボトル缶の原料供給を中心とした取扱数量拡大に注力。取扱数量は、前年同一期間を上回る。

## 売上高と営業利益率



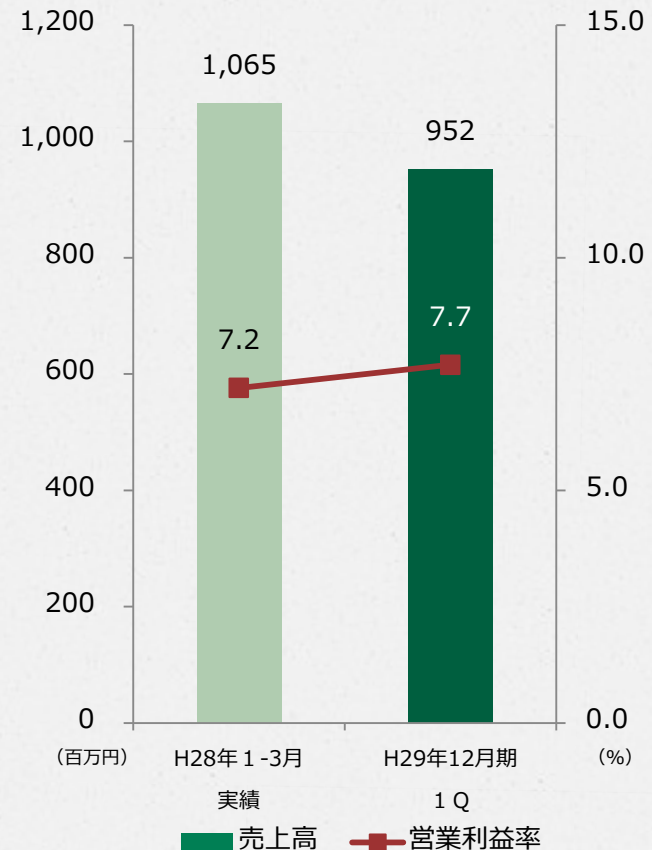
※前事業年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更しております。平成29年12月期第1四半期累計期間は、前年同一期間である平成28年1月1日から同年3月31日までの実績と比較しております。

## 業務用コーヒー



▶ OEM製品、NB・PB製品の販売に注力し、取扱数量増加に向けて、新規取引先の開拓と既存取引先に対する新製品提案を推進。主要取引先カフェチェーンなどにおける取扱数量及びUCCグループ間との取扱数量が好調に推移した一方、一部主要取引先における取扱数量が減少したため取扱数量は前年同一期間を下回る。

## 売上高と営業利益率



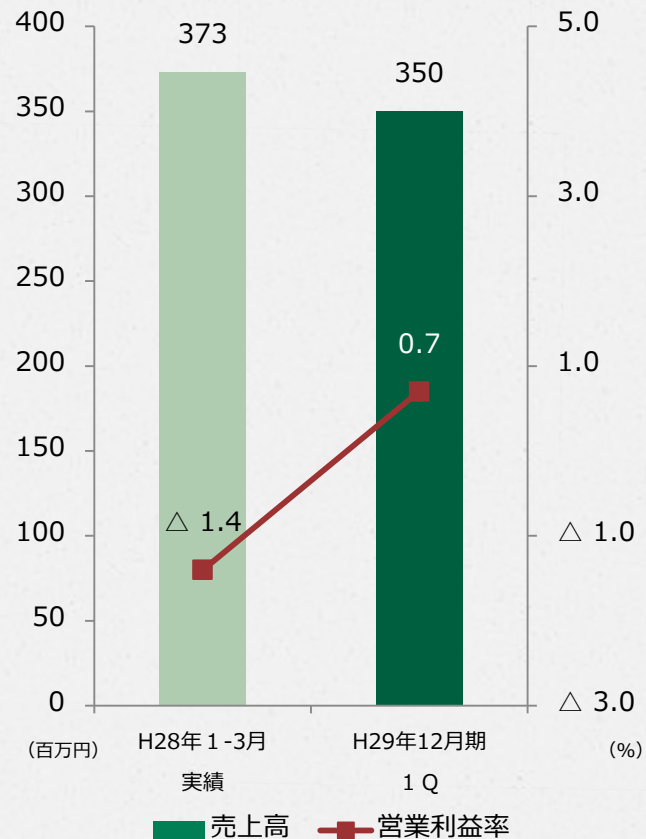
※前事業年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更しております。平成29年12月期第1四半期累計期間は、前年同一期間である平成28年1月1日から同年3月31日までの実績と比較しております。

## 家庭用コーヒー



▶ NB・PB製品販売を中心に主要取引先において一杯抽出型ドリップバッグなどの小型包装製品の販売に注力したが、取扱数量は前年同一期間を下回る。

## 売上高と営業利益率



※前事業年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更しております。平成29年12月期第1四半期累計期間は、前年同一期間である平成28年1月1日から同年3月31日までの実績と比較しております。

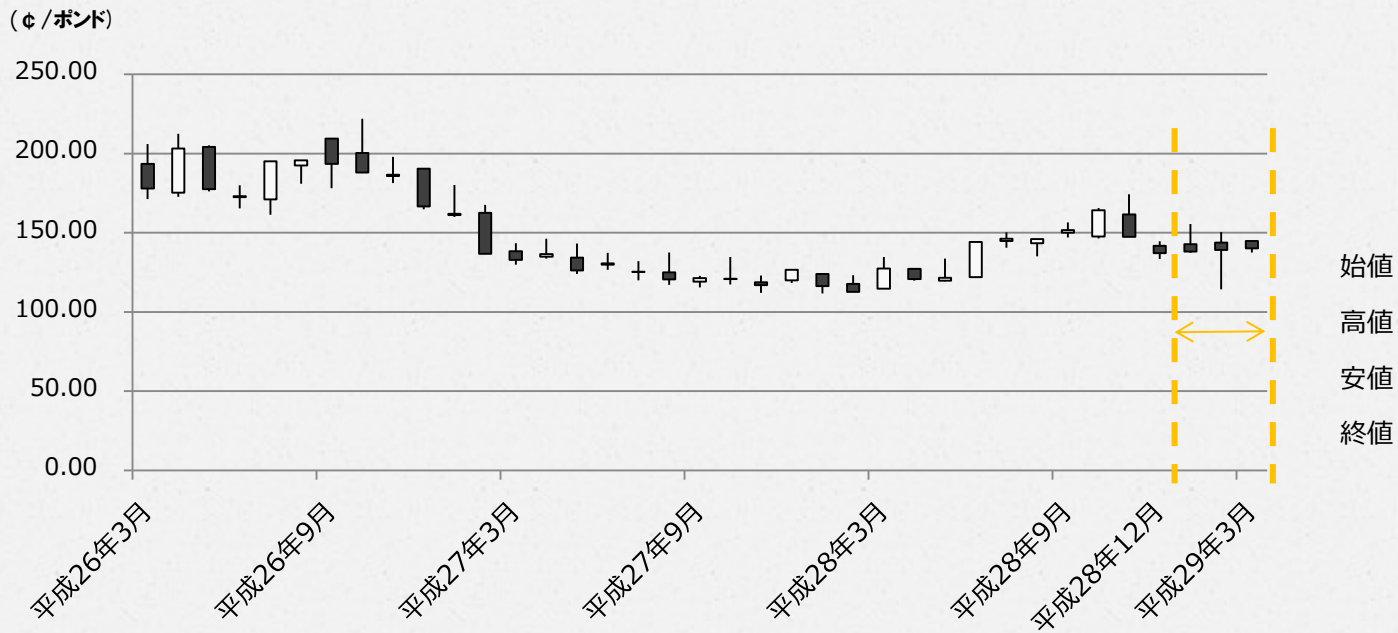
# 平成29年12月期 事業環境・取組み



# コーヒー生豆相場

- ・低い水準で推移しているが、為替変動により先行きは不透明な状況

## NYコーヒー相場

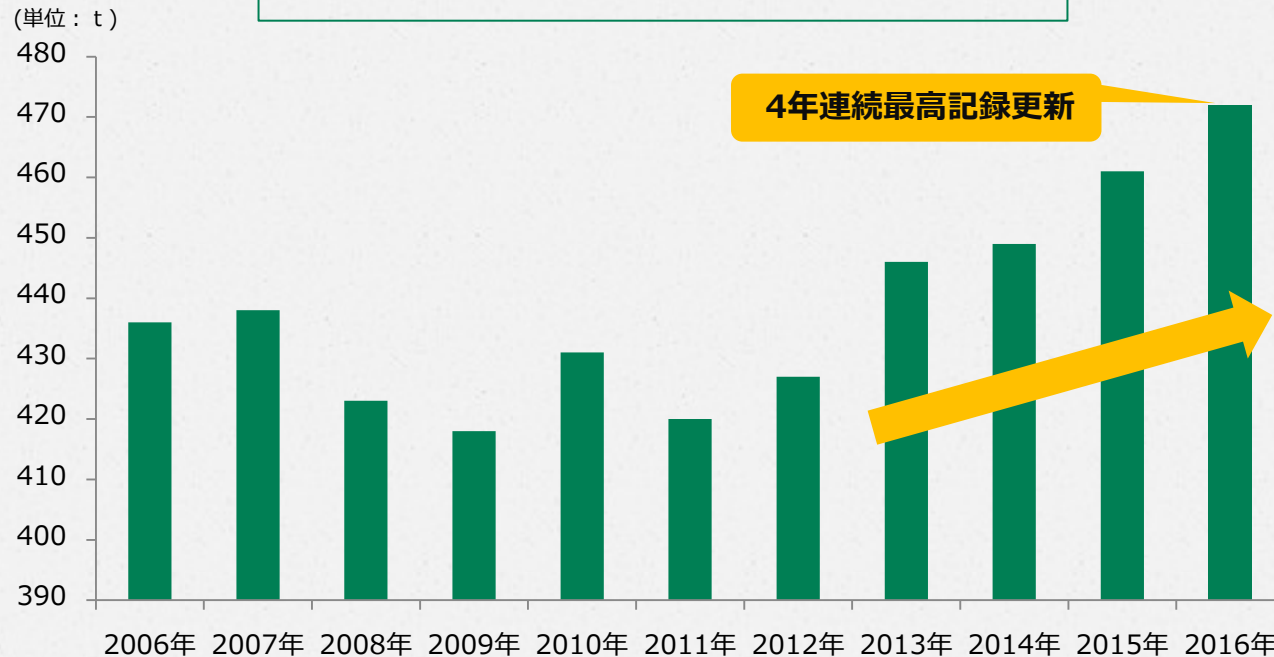




# コーヒー業界

- ・ 2016年のコーヒー消費は対前年比2.3%増となり4年連続の最高記録更新

## 日本のコーヒー国内消費



※出展：全日本コーヒー協会HP

# コーヒー業界を取り巻く環境

## コーヒーのマグネット効果

▶ あらゆる業種・業態でコーヒーが集客力を高める戦略製品であると注目され、その提供場所が広がり、新たな経済圏を生み出しております。



## サードウェーブ

▶ サード・ウェーブと呼ばれるスペシャルティコーヒーの流行に伴い、大手カフェチェーン、郊外型高級カフェを営むカフェ業態が店舗数を伸ばすなど、コーヒー業界の大きな変化が起きています。



## 一杯抽出型マシン・ドリップバッグ

▶ 一杯抽出型マシンの普及拡大、ドリップバッグの市場成長なども、コーヒー業界の成長を促しています。



# 3つの競争戦略

## 戦略1

### 『No.1 製造受託企業』になる

▶ どのような顧客からも選ばれる『No.1 製造受託企業』になることを目指します。

「多品種少量生産」と「大量生産」の両面の需要に対応可能な設備を保持し、これまでに培った経験と知見により品質のさらなる向上と、収益の確保を目指してまいります。



- ・ 圧倒的な設備
- ・ 需要独占
- ・ 収益の集中

## 戦略2

### 『Fun to Drink』を提供する

▶ 様々な分野へ、コーヒーの新たな価値『Fun to Drink』を提供してまいります。

コーヒーが持つ利用可能性を活かして、様々な業種・業態へコーヒーの新たな価値『Fun to Drink』を提供してまいります。



## 戦略3

### 缶コーヒーの攻勢を仕掛ける

▶ 缶コーヒーの「攻勢」を仕掛けます。

缶コーヒーを製造する飲料メーカー各社は、一様に、商品開発期間の短縮化、味の均一化・安定化といった課題を抱えております。当社は、これらの課題を解消する仕組みを作り、飲料メーカー各社に積極的に提案することで、缶コーヒーの攻勢を仕掛けてまいります。

#### 飲料メーカーの課題



- ✓ 開発の劇的な短縮化
- ✓ 味の均一化・安定化



## Disclaimer:本資料に関するご注意

### 免責事項

本資料に記載の内容は、過去及び現在の事実に関するものを除き、当社が現時点で入手可能な情報及び仮説に基づいて判断されたものであり、当該仮説や判断に含まれる不確定要素や、将来の経済環境の変化等により影響を受ける可能性があり、結果として当社の将来の業績と異なる可能性があります。

なお、本資料における将来情報に関する記述は上記のとおり本資料の日付（またはそこに別途明記された日付）時点のものであり、当社は、それらの情報を最新のものに随時更新するという義務も方針も有しておりません。

また、本資料に記載されている当社以外の企業等にかかわる情報は、公開情報等から引用したものであり、かかる情報の正確性・適切性等について当社は何らの検証も行っておらず、また、これを保証するものではありません。

本資料利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

### インサイダー取引に関するご注意

企業から直接、未公開の重要事実の伝達を受けた投資家（第一次情報受領者）は、当該情報が「公表」される前に株式売買等を行うことが禁じられています（金融商品取引法166条）。

同法施行令第30条等の定めにより、二つ以上の報道機関に対して企業が当該情報を公開してから12時間が経過した時点、または金融証券取引所に通知しかつ内閣府令で定める電磁的方法（TDnetの適時開示情報閲覧サービスおよびEDINET公開WEBサイト）により掲載された時点を以って「公表」されたものとみなされます。